

13. 非政府組織（NGO）と開発協力

NGO の定義

NGO (Non-Governmental Organization) の第一の特徴は、その多様性にある。各国で異なる呼び方に対して、統一方向は CSO (Civil Society Organization)。

(1) 広義の NGO > NPO/ PVO > 狭義の NGO

(a) 国連憲章第 71 条に謳われた NGO との協議 → NGO = 国際商業会議所、国際自由労連、国際協同組合連合、国際赤十字 = **NGO の国際定義**

→ 途上国においては、NGO とは第一義的に商工会議所などのビジネス団体。

(b) **NPO (Non-Profit Organization) or PVO (Private Voluntary Organization)**

ボランティアの盛んなアメリカでは、**NPO 100 万団体 = GDP の 10%** (= 私立学校、病院、私立保育所、老人の家、居住組合、消費者生協、私立博物館など)

(c) **NGO as Voluntary Social/ Development Organization (“Social Work Groups” in India)**

途上国の人のための (先進国への出稼ぎ者を含む) ボランティア的 **社会・開発組織 = 国際 NGO による定義**

- 先進国の NGO : 途上国のために活動している団体に限定 = 全て国際 NGO = NPO の一部。
- 途上国の NGO : 途上国で 社会活動 をしている NPO 団体 = NPO の大部分

ただし、途上国では NGO と **CBO (Community Based Organization)**、**PO (People's Organization)** を区別する事も少なくない。そこでは NGO は、先進国の国際 NGO と連携する国際 NGO に限定。地域で活動している団体は CBO・PO。NGO の役割は専門的に CBO・PO を指導。そのような NGO は中間層の運動というイメージももたれるが、NGO の活動の質は農民・貧困層・女性 (≠ 中間層) の間での組織に依存。

- **世界の国際 NGO 数** 約 1 万 5000 団体。
CBO・PO を入れると、フィリピン 2 万、ブラジル 10 万、インド 2-100 万

【市民社会と NGO の関係について】

- 市民社会の定義 = 家族と国家の間の全組織。

国際 NGO 定義の「草の根」NGO はわずか。外国支援に依拠

- 社会の 4 つのレベル : ① 政府、② 政治社会、③ 経済社会、④ 市民社会
- 市民社会 = メディア、地域 (コミュニティ) 組織、社会組織 (その一部に NGO。その一部に草の根 NGO)